

共同親権についての意見書 岩崎夏海

1997年3月、当時結婚していた妻が生まれたばかりの赤ん坊を連れて突然出ていってしまいました。ほどなくして、八王子市の家庭裁判所で離婚調停が始まりました。対応したのは年配の男女二人組の調停員です。

私は最初、「調停」は双方の話を聞いて仲裁してくれる行為なのかと考えていましたが、まるで違いました。調停員は、話を聞くことは聞くのですが、出てきた答えは彼らがあらかじめ用意していた型通りのもので、即時離婚、親権は母親、月に一度、三時間の面会をする——というものでした。

私の主張は全く聞き入れられませんでした。元妻の「子供は父親に金輪際会わせたくない」という主張も聞き入れられませんでした。そこが印象的でした。

調停員には初めから既定の結論があって、それに向かって淡々と事務処理を進めているという感じでした。私は一度、納得がいかなかったので「裁判で争いたい」と述べると、遠回しにですが「結論は変わらないからやめた方がいい」と諭されました。その言葉には強い説得力があり、私は裁判を諦めざるをえませんでした。

そこから月に一度の子供との面会が始まったのですが、実はこれが地獄でした。会っている間は楽しいのですが、別れた後に猛烈に気分が落ち込むのです。「これから一ヶ月間子供に会えない」ということに、深い絶望を感じました。

おかげで、やがて継続的な希死念慮を抱くようになりました。夜、布団に入ると必ず絶望が襲いかかってくるので、「明日こそ死のう」と深く決意するのです。そうしないと寝られない毎日でした。

そうして実際、1998年と2001年に一度ずつ自殺を図りました。しかし二度とも死にきれず、未遂に終わりました。この間も、子供とは月に一回会い続けていましたが、2003年4月、子供が小学校に上がったのを機に、元妻から面会の中止を提案されました。それに対し、心身共に疲れ果てていた私も「ここが潮時ではないか」と思い、承諾いたしました。

以来、子供とは20年以上音信不通です。今どこで何をしているのかも全く知りません。

そして皮肉なことに、子供と会わなくなると、以前のような苦しさは徐々に薄れていきました。しかしそれは絶望が消えたというのではなく、おそらく封印したのだと思います。そのため、今もときどき「子供に会いたいか？」と聞かれるのですが、自分でも会いたいのか会いたくないのか、よく分からないため上手く答えられません。

私がここに意見し、また知っていただきたいのは、子供と定期的に会えないということ、は、親に強い痛みをもたらすということです。そのため精神的・肉体的に病むことも多いです。それが原因でトラブルや事件などもっと深刻な事態に陥ることも少なくありません。

このような苦しみを、単に配偶者と離婚したというだけで科せられる現在の単独親権制度は、深刻な人権侵害であると考えます。どうか改正されることを、強く願います。